

重要事項説明書

【2025 年度版】

社会福祉法人 鶴舟会
鶴町学園 Sweet Baby Garden

1 施設運営主体

項 目	内 容
名 称	社会福祉法人鶴舟会
所 在 地	大阪市大正区鶴町三丁目 3 番 1 号
電 話 番 号	06-6552-0851
代 表 者 氏 名	理事長 舟戸 良裕

2 利用施設 (本園)

項 目	内 容
施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	鶴町学園 Sweet Baby Garden
施 設 の 所 在 地	大阪市大正区三軒家西一丁目 4 番 12 号
連 絡 先	06-6553-1050
管 理 者	園長 内田 愛
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0 歳児 15 人 1 歳児 15 人 2 歳児 15 人 3 歳児 22 人 4 歳児 25 人 5 歳児 25 人
利 用 定 員	0 歳児 5 人 1 歳児 10 人 2 歳児 13 人 3 歳児 7 人 4 歳児 3 人 5 歳児 2 人
開 設 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.tgakuen2.jp/
事 業 所 番 号	2710051002980

3 施設の目的・運営方針

鶴町学園 Sweet Baby Garden(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児との保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

	土 地		面 積
幼 児 棟	敷	地	107.79 m ²
	園 舎	構 造	鉄筋コンクリート・鉄骨造 4 階建
		延 べ 面 積	381.03 m ²
	園庭 (代替地：岩崎橋公園)		52.33 m ²
乳 児 棟	敷	地	159.85 m ²
	園 舎	構 造	木造 2 階建
		延 べ 面 積	182.4 m ²
	園庭 (代替地：岩崎橋公園)		29.12 m ²

(2) 主な設備

	設 備	部屋数	備 考
本 園	保 育 室	6	0 歳児クラス 1 室 1 歳児クラス 1 室 2 歳児クラス 1 室 3 歳児クラス 1 室 4 歳児クラス 1 室 5 歳児クラス 1 室
	調 乳 室	1	
	ト イ レ	8	
	調 理 室	1	
	事 務 室	1	
	医 務 室	1	
	倉 庫	5	

	職員休憩室	1	
	沐浴室	1	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示 117 号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、下記 8 に記載する時間において保育を提供する。

(3) 食事の提供

6 職員の職種、職員数及び職務の内容（栄養士については別掲）

令和 7 年 3 月現在

職 種	職務内容	職員数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	職員及び業務の管理を行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1	1	0	
主任保育士	園長を補佐し、園長不在のときにかわり、園務をつかさどる。保育内容について保育士を統括・指導する。	1	1	0	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭の連絡等の業務を行う。	14	6	8	
事務員	庶務及び会計事務に従事する。	0	0	0	
看護師	園児の看護、健康管理に従事する。	1	0	1	
調理員	園児と職員の給食業務に従事する。	2	1	1	
嘱託医	園内の定期検診、健康管理、歯科検診及び保険衛生指導に従事する。	2	0	2	
産業医	職員の健康管理等を行う。	1	0	1	
保育補助要員	保育士の補助、園内諸雑務に従事する。	3	0	3	
警備員	園の警備、自転車や車両の整備に従事する。	0	0	0	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年 3 月 30 日)大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。配置基準内で園児の数により保育士及び保育補助要員の数は増減することがある。

《各職種の勤務体系》

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 8:00～17:00
主任保育士	正規の勤務時間帯 8:00～17:00
保育士	正規の勤務時間帯 7:00～19:00（内 8 時間）
事務員	
看護師	
調理員	正規の勤務時間帯 9:00～18:00（内 8 時間）
保育補助要員	正規の勤務時間帯 7:30～17:00（内 8 時間）
警備員	職員による

※ ローテーションにより、保育士と調理員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

※ 嘱託医・産業医は常駐しておりません。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月4日)及び祝日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次の通りとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時00分まで又は16時00分から19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供する日

保育を提供する日は、食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

園児	午前間食	昼食	午後間食
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	14 時 30 分頃
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	14 時 30 分頃
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	14 時 30 分頃
3 歳児	—	11 時 30 分頃	14 時 40 分頃
4 歳児	—	11 時 30 分頃	14 時 40 分頃
5 歳児	—	11 時 30 分頃	14 時 40 分頃

※献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務内容	員数	常 勤	非常勤	備 考
園児の栄養指導及び管理	1	1	0	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡下さい。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、自動引き落としが事務所に直接お持ち下さい。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

項 目	内 容
名 称	山北内科クリニック
院長名	山北 哲也先生
所在地	大正区平尾四丁目 23 番 13 号
電話番号	06-6553-0770

(2) 歯科

項 目	内 容
名 称	おかざわ歯科クリニック
院長名	岡澤靖彦先生 絵美先生
所在地	大阪市大正区千島二丁目 3 番 12 号
電話番号	06-6553-6474

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

項 目	内 容
非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・その他カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は毎月 1 回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に数回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

窓 口	内 容
当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者… 施設長 内田 愛 ・ご利用時間… 8:30～16:30 ・電話番号… 06-6553-1050 ・FAX… 06-6553-1060 担当者が不在の場合は、当園職員までお申込下さい。
第三者委員	・責任者…近藤 適 ・所属…大阪市立保育園連盟会長 ・電話番号…06-6761-1171

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険	災害共済給付
保険の内容	事業活動や施設の所有・使用・管理に起因する対人・対物事故における賠償責任を補償する	保育所の管理下で園児の災害(負傷・疾病・障害又は死亡)が発生したときに行う。
保険の金額	・対人…1 事故 7 億円 ・対物…1 事故 1 千万円	・負傷・疾病…医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 ・障害見舞金…3,770 万円～82 万円 ・死亡見舞金…2,800 万円

20 園児の利用状況

毎年度 5 月 1 日現在

園 児	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳児	0	2	9
1 歳児	11	11	15
2 歳児	8	12	12
3 歳児	—	8	16
4 歳児	—	4	8
5 歳児	—	0	3

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審(令和 6 年度)	受審(令和 6 年度)
自己評価の実施状況	未実施	

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨なし

23 当園におけるその他の留意事項

(1) 喫煙

当園の敷地内はすべて禁煙です。

(2) 宗教活動、政治活動、営利活動

利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目		内容・負担を求める理由及び目的	金額	対象者
ICT 教育代		ICT 教育に係る費用	1,200 円	年長・年中・3 年
教育・絵本代		教育（英語教室）・絵本の購入費用	1,300 円	全員
給食費	主食費	2 号認定を受けたこどもに係る 幼児主食費	2,000 円	2 号認定こども
	副食費	2 号認定を受けたこどもに係る 幼児副食費	4,800 円	
安全管理費		安全管理システムに係る費用	100 円	全員
双葉会費		保護者会費	800 円	全員
日本スポーツ振興センター		スポーツ保険	年額 210 円	要保護以外 毎年 6 月 1 回のみ

2 時間外保育に係る利用者負担

【保育標準時間認定】

18：00～19：00 1 時間 300 円

18：00～19：00 月極め 3,000 円 【要申請書】

【保育短時間認定】

7：00～8：00 1 時間 200 円

7：30～8：00 30 分 100 円

16：00～17：00 1 時間 200 円

16：00～18：00 2 時間 400 円

16：00～19：00 3 時間 800 円

3 ア 入園時等の個人用品費

カラー帽子・通園ブック・ホルダー・名札

3 歳児以上：のり・クレパス・はさみ・ねんど・色鉛筆など

イ 制服・体操服など

制 服 20,250 円～22,400 円

体操服 3,700 円～5,500 円

0・1・2 才児	3 才児	4 才児	5 才児
2,960	6,240	7,690	7,680

4 午睡用の布団のレンタル代 1 か月 1,100 円 【0 歳児～3 歳児】

5 紙オムツ代 サブスクリプション方式 月額 3,000 円 【0 歳児～1 歳児】

6 希望制のイトマンスイミングスクール（月額 6,050 円＋バス代 510 円 2 歳半以上～卒園まで） があり、事業者との直接契約となります。

7 年長児のみ卒園積み立て（アルバム代等） 月額 2,000 円

以上をご確認の上、下記の書類にご記入をお願いします。【新入園時のみ】

次回登園時に持たせて下さい。

「重要事項説明書についての同意書」

「個人情報使用同意書」

別紙 1

別紙 2

重要事項説明書及び入園のころえ についての同意書

別紙1

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保 育 所 名：社会福祉法人 鶴舟会 鶴町学園 Sweet Baby Garden

説明者職名：園 長 内 田 愛 ⑩

私は、本書面に基ついて鶴町学園の利用に当たっての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

保 護 者 住 所：

児 童 氏 名：

保 護 者 氏 名：

⑩

児 童 から 見 た 続 柄：

裏にもご署名お願いします

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、修了に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転所する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

社会福祉法人 鶴舟会

鶴町学園 Sweet Baby Garden 園長様

令和 年 月 日

保護者住所:

児童氏名:

保護者氏名:

印

児童から見た続柄:

裏にもご署名をお願いします